

○事務局（池田） 皆様、こんばんは。事務局の池田です。

開催に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

本日、机の上に用意させていただいたのは、1つ目は「会議次第」、最後に資料2が2枚刷りになっているかと思えます。資料に不足等はございませんでしょうか。

以上でございます。ありがとうございます。

○事務局（伊野宮参事） それでは、皆さん、改めましてこんばんは。高齢介護課長の伊野宮でございます。

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日も第1回目につきまして、感染拡大防止の観点から、会議時間が長くないように進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより令和3年度第2回東大和市介護保険運営協議会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、協議会の定足数であります。委員の定員が13名、会の成立には過半数の出席が必要となっております。本日は、二人の委員から欠席のご連絡をいただいております。それから、一人の委員からは遅れるというようなご連絡をいただいております。一人の委員からは特に連絡はございません。ただ、現在ここに定足数に達する委員が出席しておりますので、会議を進めさせていただきますと思います。

それでは、会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 皆さん、こんばんは。

午後のニュースですと、3,000人に近づいているとかという報道がなされている中、委員の皆様、本当に現場でご苦労されている方もいます。今日が2回目の運営協議会を開催させていただきますけれども、こういう状況ですので、なるべく短時間に済ませていきたいというふうに思っております。皆様方の積極的なご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

では、早速議題に入っていきます。

議題の1、高齢者ほっと支援センターの新設に伴う地区割についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（石嶋） 改めましてこんばんは。高齢介護課の石嶋です。

私のほうから、高齢者ほっと支援センターの新設に伴う地区割について、こちらでございますが、令和3年の6月22日と7月6日に地域包括支援センター運営協議会、こちらのほうを開催させていただきまして、その中でほっと支援センターの新設に伴う地区割、こちらについて議会議員の皆様によりご検討の上、承認をいただいておりますことから、

今回ご報告のほうをさせていただくものでございます。

なお、本日は、3名の委員のほうから所用による欠席のご連絡を受けておりますことから、僭越ながら私のほうから説明のほうをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

初めに、令和3年6月22日に開催いたしました地域包括支援センター運営協議会、こちらにおきまして、ほっと支援センターの地区割の現状と、新たに1か所ほっと支援センターを新設するための地区割についての前提となります考え方、こちらについて事務局のほうから説明のほうをさせていただきました。当日の配付資料といたしましては、本日準備させていただいておりますほっと支援センターの地区割の現状というところで資料の1-1、高齢者ほっと支援センターの配置図現行です。こちらの資料の1-2になります地区割の案という形でご提示のほうをさせていただきました。

それぞれの資料につきまして、左側の地図につきましては、ほっと支援センター及び見守りボックスの現状の位置ですとか、あとは区割りの線を示したものになってございます。一方、資料の右側の表につきましては、各ほっと支援センターの地区、街区ごとの人口及び高齢者の人口及びその率などを表示したものの資料を提示をさせていただきました。

初めに、新たな新設の地区割案を検討するに当たりまして、事務局として前提となる事項について説明のほうをさせていただきましたが、前提事項の1点目といたしましては、現状の3ほっと支援センターの位置につきましては、変更しないで生かしたままで新たに地区割を見直したいと、それはなるべくほっと支援センターを新たに移動するとなると経費がかかってきますので、なるべく経費をかけない方法での見直しを検討したいという話をさせていただきました。

2点目といたしましては、大きい道路を高齢者がなるべくできるだけ横断しないで済むような配慮をした地区割のほうと考えていきたいと思っております。

3点目につきましては、現行の3ほっと支援センターのうち、ほっと支援センターのきよはら、こちらについて負担のほうをちょっと軽減したいという点を説明させていただきました。

現行のほっと支援センターきよはら地区につきましては、高齢化率とかですと、特に後期高齢化の率が高くなっておりまして、あと都営住宅を2か所抱えているということもございまして、3か所のほっと支援センターの中でも事務にかかる負担が大きいという認識があるという話をさせていただきました。

その上で、対象となる高齢者人口についても、可能な限りほっと支援センターごとの均衡化を図った上での地区割というものを検討し、提示させていただいたものが資料の1-2になります「6月22日包括運協資料」、こちらになっております。

第1回の包括運協のほうで資料1-2の地区割案、こちらのほうを提示させていただいて、それに対します各部会員からご意見等いただくところでございますが、意見につつま

しては、1点目としまして、地域の実情、こちらのほうをよく把握している高齢者ほっと支援センターの職員の意見を聴取した上で検討のほうを進めていったほうがいいのではないか。

2点目といたしましては、芋窪地区と湖畔地区を分けた地区割をすると、現在の市のほうで育成をしております介護予防リーダーのほうがより活躍できるのではないかといった点。

3点目といたしましては、向原住宅の都営住宅、こちらは資料1-2につきましては、分けて区割りのほうを検討、ご提示のほうはしたところなんですけれども、その際に、各自治会の区割りなんかについてもいろいろ配慮したほうがいいのではないかという御意見。

4点目といたしましては、高齢者の人口均等化、統一数値についても大事だとは思いますが、よりその地域の実態を考慮した地区割という検討をしてもいいのではないかというようなご意見等をいただいたところでございます。

そのうち、部会委員からの意見①として、高齢者ほっと支援センターの意見、こちらのほうを聴取したほうがというご意見をいただきましたので、6月の最終週だったんですけれども、各ほっと支援センターの管理者、こちらのほうから個別に意見聴取のほうをさせていただいたところでございます。各ほっと支援センターの管理者と意見を交換する際に、担当地区の現状について、また地区割案として資料の1-2をご提示いたしまして、その意見のほうを聴取をさせていただきました。

ほっと支援センターの管理者からの意見聴取の結果として、ほっと支援センターの芋窪、こちらのほうから会議ですとか民生委員の地区割など上北台地区もカウントされているんですけれども、上北台地区1丁目、2丁目、3丁目地区割の中では一体であることが多いことから、現状上北台の1丁目と2丁目と、あと3丁目に分かれているような状況については、現状ちょっと動きにくいという点があるというご意見、あと、事業所の所在地が武蔵村山市側に近いということから、地区割についても武蔵村山市側だと効率よく回ることができると思われるという意見もいただきました。

あと、奈良橋地区と芋窪地区の方とは関わり合いが深いということで、特に昔から親の代から関わっている方が多いという、そのために、当初示した区割りでは奈良橋地区が分かれていたんですけれども、こちらは一体として分けないほうがいいのではないかというようなご意見をいただきました。

ほっと支援センターのきよはらからは、向原地区の都営団地と、清原地区の東京街道団地の2つ、こちらを担当しているために対応件数が多いというご意見、都営住宅に入居をされている方につきましては、所得が高くない方ですとか、その上障害などお持ちの方、単身世帯ですとか、あと身寄りのいない方が実際担当して多いように感じますと、そのために、1件のケースに対応する時間がどうしても取られてしまうというような話もございました。清原地区の東京街道団地、こちらにつきましては、その1件に時間が長いこ

とから、そこら辺にちょっと配慮をしていただければというようなご意見等をいただいたところでございます。

逆に、清原地区の東京街道団地を分けて、別々のほっと支援センターが担当することはどうでしょうかみたいなことをご意見を聴いたんですけれども、それにつきましては、住民からすると、1つのほっと支援センターで担当したほうが分かりやすいのではないかという、自治会も1つであるということから、そこは分けないほうがいいのではないかというようなご意見をいただいております。

ほっと支援センターのなんがい、こちらにつきましては、現状においては担当地区のエリア、こちらはすっきりしており、比較的まとまっているような印象を受けています。一方、芋窪のときも話があったんですけれども、上北台地区、現在上北台地区3丁目のみ担当になっているために、1丁目、2丁目の話を受けてもなかなか動くことができないというような話もございました。

桜が丘地区につきましては、人口が多いんですけれども、現状ではまだそこまで高齢化というのは進んでいないのではないかと。ただ、今後、ほかの地区と比べて多少遅れて高齢化というものが進むのではないかというような認識を持っているという話がありました。

以上が、各ほっと支援センターから聴取の際にいただいた意見になります。

1回目の各部会員からのご意見ですとか、各ほっと支援センター管理者からの意見聴取等を踏まえた上で、事務局のほうで地区割案というのを再度検討のほうをいたしまして、練り直しましたのが資料の1-3でございます。こちらの資料の1-3のほうを7月6日に開催いたしました第2回の地域包括支援センター運営協議会のほうでご提示をさせていただきました。

第1回目の提示した資料の1-2との主な変更点につきましては、次の3点でございます。

まず1点目ですけれども、変更箇所の1点目は、清原地区の東京街道団地をほっと支援センターのきよはらが、向原地区の都営団地、こちらにつきましてはほっと支援センターのなんがいが担当するという区割りになってございます。これらの2点は、ほっと支援センターきよはらから意見聴取をした際に、東京街道団地につきましては、ケース1件当たりには要する時間が長いという話がございます、負担軽減のために担当する都営住宅については、東京街道団地のみという形の地区割としまして、向原地区の都営住宅についてはほっとのなんがいのほうの担当という形で線を引いたものでございます。

変更箇所の2点目なんですけれども、中央地区を新たに新設するほっと支援センターの担当地区とした点でございます。向原の都営住宅をなんがいの担当地区に移行しますと、全体的に対象の人数が膨らんでくるということがございましたので、ほっとなんがいの担当地区を狭める意味で、中央地区については新設のほっとのほうで担当するような地区割を提示いたしました。

変更箇所の3点目につきましては、奈良橋地区を地区割の前のときは丁目で分けていたんですけども、丁目で分けずに、全てほっと支援センターのいもくぼのほうを担当とする形で線を引き直した点でございます。こちらは、芋窪地区ですとか奈良橋地区が、ほっと支援センターいもくぼとの関わりが深いというお話もございましたので、奈良橋地区全体につきましては、ほっと支援センターのいもくぼが担当という形にしております。

また、奈良橋地区と湖畔地区を分けた形については、地域住民の活動の円滑化につながるのではないかとのご意見もありましたので、それぞれの地区を別々のほっと支援センターの担当となるように線引きいたしましたものでございます。

以上のような内容で地区割案というものを提示させていただいたんですけども、その地区割案に対します部会員の皆様からのご意見といたしましては、地域によって住民の層が異なって、そのものが一つの要因としては、例えば住民の経済状況などによるところが大きいのではないかとと思われるので、そういうことが分かるような具体的な裏づけとなるような数値みたいのが今後示されたほうがいいのではないかとのご意見、あと、地区割の今後、今回9年ぶりぐらいに地区割の見直しをしているところなんですけれども、今後、地区割の見直しを図る際には、課題が発生してから検討していくということではなくて、例えば5年とか10年程度のサイクルをもって定期的に見直しのほうにかかるために、例えば見直しを全ての指標づくりですとかルールづくりなんかを今後考えていく必要があるのではないかとといったようなご意見等を頂戴いたしました。

以上のような意見がありました上で、地域包括支援センター運営協議会のほうで資料の1-3の地区割案で承認をいただいているところでございます。

失礼しました。

本日、資料の2として準備のほうをさせていただいた追加の資料というものがございます。第2回目の包括運協の中で部会委員のほうから、地域によって住民の層が異なる、経済状況などの具体的な裏づけとなるような数値として何か提示できるようなものがあつたらということで、そのために資料を何か準備できないかというご意見がありましたので、3点ほど資料のほうを本日準備させていただきました。

まず、資料の2のほうをご準備いただければと思います。資料の2の①です。

まず、地区別の高齢者世帯数になりますが、地区別の65歳以上の単身世帯の数でございます。単身世帯ということで、同居の家族がいらっしゃらないということでサポートをされる方が身近にいない、身寄りがいないなどのことを抱えていらっしゃる方がどういう状況かというところで、それによって一件一件に対応する時間がかかってくる可能性が高い状況が考えられるのかなというところで資料のほうを準備いたしました。都営住宅が所在している清原地区につきましては、65歳以上の高齢者のうち、単身世帯の割合ということで、清原の単身世帯の割合を見ますと57.2%ということで、市内でも一番高い割合となっているところでございます。もう一つ都営住宅が存在している向原地区、

こちらのほうにつきましても、65歳以上の単身世帯の割合といったのが48.33%ということで、清原地区と比べて若干下回ってはいますが、ほかの地区と比べると高い割合の単身世帯数という状況になっているところでございます。

一方、高齢者人口の多い桜が丘地区、こちらにつきましても、65歳以上の単身世帯、こちらの割合が34.37%ということで、そこと比較すれば比較的低いような割合になってございます。このことから、桜が丘地区につきましても、高齢者の数、現状多くなってきていますけれども、1人ではなくてご家族と一緒に住んでいらっしゃる方が若干多いのではないかと推測されるかなというふうにご考慮いただいております。

続きまして、下の表、②になります。地区別の所得段階別人数、低所得者層の人数ということでございます。こちらの数値につきましても、介護保険料、こちらを設定する際に、所得の段階、現在14段階で分けて金額のほうを設定しているところでございますが、所得の低い方から第1段階、第2段階、第3段階となっております。第1段階の方につきましては、全員ではないんですけれども生活保護の受給者などが該当するといったところになってございます。第3段階の方までが非課税の対象という形になってございます。所得が低いということは、経済状況に余裕がないということから、支援が必要になってくる可能性があるというところで、その対応に時間がかかる可能性が高いということが言えるのではないかと考えるところでございます。

清原地区につきましても、65歳以上人口のうち、また第1から第3段階の人口、人が64.4%と市内で一番高いような状況になってございました。一方、人数として多いのが向原地区ということで1,137人という形になってございます。こちら、今、両方とも現状ではほっと支援センターきよはらの担当地区になっておりますので、現状では負担が大きいということが読み取れるかなというところでした。

これらのことから、ほっと支援センターきよはらの担当地域であります清原地区については、単身世帯数の割合ですとか、低所得者層の割合が高めということから、1件の対応についてかかる時間なんかにつきましても、ほかのほっと支援センターよりも長くて負担が大きいということが考えられるかなという形で想定したところでございます。

ほっと支援センターの現状、ほっと支援センターきよはらの負担軽減を図るために、ほっと支援センターきよはらが担当する都営住宅については、東京街道団地の地域といたしまして向原地区の都営住宅についてはほっと支援センターなんがいの担当という形で地区割案のほうを提示しているところでございます。

地区割の関係で、最後にほっと支援センターが受けている地区別の相談件数でございます。1枚おめくりいただきまして③になります。相談件数のうち、対応困難ケースという形で、例えばですけれども虐待ですとか、権利擁護、あと認知症といったケースなども対応困難ケースとした際に、こちらのケースにつきましても、相談が長期化しやすいケースということで、その相談件数を比較してみますと、現状ほっと支援センターきよはらの向

原地区ですとか、清原地区の相談件数が多いというような状況になっていることが示されております。

これらのことを勘案しまして、担当地区を資料1-3の1番に提示したところでございます。

補足なんですけれども、相談件数、対応困難ケースではない相談件数全体を見た際に、ほかの地区と比較して清原以外にも、例えば芋窪の狭山ですとか蔵敷、相談件数自体の数は多いんですけれども、逆に数が多いということは、逆の意味を捉えると相談1件にかかる時間が多少少なめで済むのではないかと、そのために多くのケースを相談として受けている、カウントされている、一方、一件当たりの困難ケースが何件も何件も受けられないので、そういう意味で全体の数でいうと多少少なめというか、そういうところと比較すると数は少ないのかもしれないんですけれども、困難対応ケースがその分増えるのではないかとというようなところを推測もできるかなというところで補足のほうをさせていただきます。

一応につきましまして、地区割の案という形で承認をいただきましたので、報告のほうをさせていただきます。

私のほうからは以上です。

○会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、地域包括支援センター、現状で3つですよ。地域包括支援センターはご案内のとおり日常生活圏域ごとに1か所ずつ設けるという考え方ですけれども、したがってこの日常生活圏域を3つから4つにさせて1つ増えるという理解でよろしいですよ。

皆様方、何かご質問、ご意見いかがでしょうか。

○委員 2つあるんですけれども、資料1-3で向原の3と6というのが向原の1、2、4、5に分かれちゃっていますけれども、この3と6を入れた場合に、きよはらの対応困難ケースというのが約2,727、1,038、それがどのように分かれるのかというのが1つ、要するに3丁目と6丁目を入れると1、2、4、5に分かれたときに、この困難ケースというのがどのくらい減るのか、要するにそこら辺が何も書いていないので分からないのが1つ、もう一つは、これは小耳に挟んだだけなんですけれども、東京街道団地、山手クリニックさんなんですけれども、山手クリニックさんは、イチバ会長から1年半ぐらい前に転移の話をちょっと出たのがあるんです。東京街道団地、今の現状なのか、それとも再開発と言っておかしいんですけれども、そういうふうなのでどうなのか、そこら辺が僕もよく分かっていないんですけれども、1年半ぐらい前に東京街道団地山手クリニックさんが今の場所から、再開発するのかどうか分からないんですけれども、違う場所にとというような話がちょっと山手先生個人に、イチバ先生からあったんで、東大和市として東

京街道団地に関してはこれから再開発するような予定があるのかどうなのか、そこら辺が知りたい、この2点どうでしょう。

**○事務局** 私のほうから、1点目の相談件数が地区ごとでどう変わってくるかということなんですけれども、地区の相談件数につきましては、すみません、細かい丁目ごとの数というのはしないんですよ。こちらについては短い期間で包括支援センターのほうから数を聴取したところの数値になっておりますので、具体的に都営住宅ごとの相談件数が何件、それ以外については何件ということについてはちょっと点検が達していないということでございます。

それ以外のところについては、ある程度押さえているところなんですけれども、ちょっと。

**○委員** それ多いから、資料2と1-3で6丁目だとか3と6に入ったということは、そうしたほうが対応困難ケースが分散されていいんだろかな、そう思ってこういうふうになったんだろかなとちょっと思ったんですけれども、具体的に分散すると3割ぐらいがこっちに、何倍来るのかどうなのか、そこら辺をちょっと知りたいなと思っただけなんですけれども、別にまだ決まったわけじゃないですから。

**○事務局** そういう数字で出せるのかも含めて、数を出させていただければと思います。

**○事務局** 私のほうからは、2点目の山手クリニックの診療所の話が出ましたけれども、ちょっとその前に、1問目の質問の補足でございますが、ちょうど資料の1-3をご覧くださいんですけども、資料1-3の左側の地図の下の方に青枠で白抜きで文字で書いております。都営住宅のある向原3丁目、6丁目と向原1、2、4、5丁目を区分ということで、実はこの3丁目と6丁目に都営住宅がほとんど所在しているということなんです。都営住宅がありますと、事実として、やはり低所得者層が多くなるということになりますので、ここの向原3丁目、6丁目という部分が、②の区分けで右側の①から④ある区割りの②に帰属するということは、それまで今年現在きよはらが所管していた③から②のほうの区分けに移るので、大部分都営住宅の居住者のケースをきよはらが別のほっと支援センターに移すと、こういうことになります。先ほど事務局から、3丁目、6丁目の相談件数の資料がなかなか手元にはまだ集計できなくてというお話がありましたけれども、確かに正確な数字はこちらで申し上げにくいところがあるんですが、一般論としては、こういった低所得者の入る都営住宅のほうを別の福祉支援センターが所管することによって、きよはらの負担、そういったものが分散されるというほうが高いだろうと、我々のほうは



踏んでおります。これが1点目の補足であります。

それから、2点目の東京街道団地の山手クリニックの移転の話でございますが、正直申し上げまして、私どももまだその情報は得ておりません。ただ、東京街道団地、これは現場に行けば分かりますが、今、大規模な建て替え事業をやっておりまして、かなり古い建物については、もう居住者の移転が相当に進んでおります。山手クリニックの入っております東京街道団地の15、16のどちらかですけれども、その建物も実は居住者の移転を今年度中にやるという話は伺っておりますので、実際にそういう居住者の移転が行われるということは、ある程度私どももつかんでおります。ただ、それに伴って山手クリニックさんがどうするかということは、これはまさに都営住宅の建て替え事業の問題でございますので、東京都と、それから山手クリニックさんとのほうのお話合いになるだろうということで、現段階で私どものほうでそのお話合いの内容について具体的な情報を持っていない、こういうことであります。

以上です。

**○会長** ありがとうございます。東京街道団地を建て替えてきれいにするという話なんですよね。これは東京街道団地自身が新しくなるという話なんですよね、今の話からすると。そうすると、それは2年後とか3年後には、ハミングホールの隣みたいに今まで僕も長年南街に住んでいますけれども、ハミングホールの周りには都営住宅いっぱいありましたけれども、今、大きな総合のマンションみたいな感じになっていますけれども、東京街道団地もそういうふうな大きなマンションみたいなのを建てて、そこに住まわせてというような感じになるんですか。

**○委員** はい、もう一部新しい建物ができているんですけれども、東京都の計画としては、東京街道団地の建て替え事業ということで、かなり大規模な改修工事をする予定になっておりますので、恐らくは建て替え事業というものが完了すれば、相当町並みは変わるだろうというふうに思います。ただ、申し訳ございません、ちょっと私ども都市計画部門じゃございませんので、この建て替え事業の窓口というのは、都市計画課のほうで東京都と連携してやっているんですけれども、その事業完了時期ですとか、それから建て替え後の状況がどういふふうになるかというような具体的な情報が、私ども福祉部門ははっきり持っておりませんので、今この場ではそういう計画についてご説明することができないんですけれども、私どもの聞いたところによると、かなり大きな建て替え事業を行っていくというふうに伺っております。

以上です。

**○会長** よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 これ多分、今の区割りをしようというのは、包括支援センターの負担の割合をできるだけ均等化しようということから来ているのかと思いますが、3つから4つで4か所ですよね。まだ全然少ない気はするんですけども、もっと多いのであれば、どこに集中的に配置したらいいかというのもあるかと思うんですが、4か所の場合の割り振りは、人口の増減がどんどん変わりますし、私は行政的な区割りは、もともと行政であるであろうかなと思っていました。それは住民といいますか、そこへそのポイントに行くわけですよ。スタッフが移動するだけなので、どこへ相談しに行ったらいいかという場合に分かりやすいところ、それから行きやすいところ、湖畔の人はできるのであれば奈良橋に入りたい。武蔵大和に行くよりは奈良橋、どちらかですね。清水まではちょっと行きたくないということがあるでしょう。ルートの問題がありますし、あと、住民がよく把握しやすいのは、学校区なんです。今、小学校が4つあります。この4つの区画だと4つに分けてほぼ近いかなという気は、素人はそう考えます。どうしてここで分かれるんだろうなという細かい区割りをされても、どんどん高齢者が多い代わりにだんだんいなくなりますし、途中で変えるのかという話もありますので、できるだけシンプルな考え方のほうがいいかなと、利用する側からいうと、そういう希望をしっかりとじゃなくてもイメージ的には新青梅から南と北ははっきり分かれていいと思います。あと青梅街道で右、左というのは素人目には分かりやすいです。北のほうの2つ、どういうふうに分けるかがちょっと別ですけども、南のほうは比較的青梅街道で東西というのが中立した比較的話は通りやすいです。細かい区割りは別にしても、そういう感覚を得ました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

何か事務局のほうで。

今、委員のほうからお話がありましたが、今、恐らく高齢者だけというよりも、子供の問題から障害の在り方、高齢者、全世代を含めた形で地域の中でどう共生社会をつくっていくかということで動いているかと思うんです。という中では、委員の意見が非常に大事かなというふうに思いました。恐らくこれから地域という話をしていくんでしょうけれども、できる限り子供さんのところですか、先ほど都市計画の話もありましたけれども、できる限りそれも含めた形でご検討いただければいいのかなというふうに思っています。

すみません、私が、ほかにいかがですか。

センターの場所はまだまだですよ。

○事務局 今、④のところは新しい地区割になっているんですが、そのセンターの場所に

つきましては、今何も決まっているところではございません。ここを事業者等を選定させていただきます。

**○会長** ほかにいかがでしょうか。

非常に高齢化、あと人口が少なくなっているというようなところで、恐らく市町村の多くは、地域包括をできる限り増やしていきたい、増やすに当たって恐らくサテライト方式を取ったりブランチ、それと仮にセンターが4つになったときに、基幹型を置いているところがありますよね。その辺のお考えとかあるんですか。

**○事務局** 今、会長からブランチ、あるいは基幹型というお話が出ました。これはつくる前段階、一番最初に青写真をつくるときには、ブランチというんでしょうか、1つの支援センターを更に支所のようなものをつくって、それである程度分散化しようかという考え方もあったんですが、いずれは高齢者というのは、実は推計ですと東大和市は2040年まで伸び続けるんです。今、全人口は平成27年か28年から微減になってきているんです。少しずつ減ってきているんですけども、高齢者、65歳以上人口だけはずっと伸び続けるということが統計上表れていまして、それを考えますと、ブランチ、あるいは支所のような機能を置いたとしても、いずれはそれも本格機能というんでしょうか、フル装備の機能を備えていかなければならないということ、それからほっと支援センターきよはらの負担軽減を図るのは、やはりかなり急がなければならないということもありまして、このブランチ機能を有するほっと支援センターの設置ということは見送って、フル装備のほっと支援センターをつくろうというふうな考えに至りました。

それからもう一つ、基幹型でございますが、基幹型につきましては、通常、社会福祉協議会が基幹型をつくりまして、市との間でほっと支援センターの運営や重要な事項について協議をした上で、そして通常のほっと支援センターを取りまとめながら業務を進めていくというパターンが割と見られるんですけども、実際に今の社会福祉協議会の実情を見ますと、ほっと支援センターの運営をお任せするのはちょっとなかなか今厳しい状況にあるというふうに私どもは思っております、それで基幹型の設置という考え方は、これも当然議論の中に入ったことはあるんですけども、当面はまだ基幹型を置かずに、直接行政と4つのほっと支援センターを並列に並べて、この地域包括ケアシステムの構築を図っていく、こういう形で選択をいたしました。ですので、市の実情を考えると、基幹型をすぐに設置するのはなかなか厳しいかなと思っております。将来的にその辺の状況が変わってくれば、行政とほっと支援センターという直接の関係から、間に基幹型を置いて、そこで取りまとめながらほっと支援センターを運営して、市の地域包括ケアシステムの構築を図っていくと、これも将来的には選択肢としてはあり得ることなんですけれども、現状ではちょっとまだ早いだらうということで、通常のほっと支援センターの設置を

目指すということになっております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 今、高齢者の見守りボックスというのがあると思うんですけれども、これはどういった機能なんでしょうか。ちょっとごめんなさい、詳しく、すみません、勉強不足なんですけれども。

今、きよはらとかいもくぼはちょっと違う箇所に見守りボックスと包括支援センターがあると思うんですが、なんがいは同じ場所にといい形で、新設になった場合にはどうする予定とあって、その後の。

○事務局 見守りボックスについてご質問がありましたので私のほうから答えさせていただきます。

まずは見守りボックスは何ぞという話ですけれども、これは介護保険法に基づいた施設とか事業ではございませんで、東京都が独自に補助事業として設置した独自事業であります。もともとはいわゆるアウトリーチとって、高齢者からの相談を待つて動くということではなくて、逆に高齢者の自宅に積極的に回っていく、こういうのを期待して設置されたものでして、必ずしもほっと支援センターと連動するということを想定しているわけではないんですけれども、ただ、東京都のほうもほっと支援センターと連携したほうが効果的であろうということを事業の実施の要件に定めておりますので、私どもとしては、ほっと支援センターの運営法人にほっと支援センターの所管圏域のアウトリーチとして見守りボックスを設置していただくということで、別契約にはなりますが、まず同じ法人にお願いをしているということです。見守りボックスそのものは、その事業所での相談も受けまされども、先ほど申し上げたように高齢者の自宅を回っていくと、隣戸訪問をしながら、何かしら支援が必要かどうか、それから見守りが必要なかどうかということ判断して、場合によってはほっと支援センターもそうですけれども、関係機関につないでいくと、もちろん市もそうですし、社協もそうですし、関係機関につないでいくと、こういう機能を有するんですけれども、私どもは運用上、ほっと支援センターの運営法人にこの見守りボックスの事業を委託しておりますので、事実上は見守りボックスの職員が、ほっと支援センターは出先機能というような、そういう形で働きをお願いしていると、実際にそういう働きをしていると、そういうふうと考えております。

ちょっと行政的な表現ですけれども、ほっと支援センターそのものは特別会計という予算を組んで事業を実施しておりますし、見守りボックスについては一般会計で予算を計上

して事業を実施しておりますので、事業の性質も介護保険法とは違った一般高齢者施策としてやっているんですけれども、ただ、実際には先ほど申し上げたとおり、ほっと支援センターとかなり一体的に運営しているというもので、事実上ほっと支援センターのアウトリーチ機能を発揮しているような、そんな状況でございます。

それから、新しい区域における見守りボックスの設置の仕方ですけれども、今現在、確かにきよはらといもくぼについては、それぞれ別の場所に見守りボックスを設置しております。それに対してなんがいのほうは同じ事務所内に設置しているということなんですが、これの経緯は、ちょっと私も十分把握はしていないんですけれども、専ら経費的な問題があったように伺っております。なんがいが一番新しい事業所で、そこを開設するに当たって、法人のほうでは当初、別の場所もちょっと考えたようなんですけれども、最終的には同じ場所に開設をしたというところがあります。ただ、事務所が同じ場所か、あるいは分かれているかということと、それから事業の内容そのものがどうか、それは全く関係ございませんで、やることは全く同じということになります。

それから、新しい区域にほっと支援センターと見守りボックスを両方設置するに当たって、どういう形態で設置するかということですが、それはまだ実は、事業者そのものが決まっておきませんので、事業者の選考し終わった後に、具体的にほっと支援センターをどこに設置して、それから見守りボックスをどこに設置するかということを協議して決めるというふうに考えています。

以上です。

○会長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 地区割なんですけれども、基本的に中学校区でつくるというのが基本だと思うんですけれども、なかなかそこまで、先ほどの道路で4分割する、市民にとってはとても分かりやすいし、恐らく利用もしやすくなるような気がするんですけれども、ただ、高齢者の人数割りがかなりずさんになっちゃうのも事実ですけれども、ほっと支援センターそのもののサイズを変えるということにはできないんですか。サイズというか、機能的にもうちょっと人数を補充してもらおうとか、そういう形でもっと支援センターでキャパシティー、そういう能力を変える、そういう方法はできないですか。

○事務局 ほっと支援センターのご質問、ほっと支援センターごとに所管区域というか日常生活圏域で様々な高齢者の実情があるでしょうから、それに合わせた形での職員体制を組めないだろうかという、こういうご意見だと思います。利用的には当然それは考えられます。私どもほかの市までしっかりとほっと支援センターの配置職員までは十分まだ調べていないんですが、恐らくは他市によっては、ほっと支援センターごとに配置職員を変えている可能性もあります。じゃ、東大和市はどうかということなんですけれども、1つは配置職員を変えるということも考えられなくはなかったんですけれども、ほっと支援セン

ターというのは、先ほどの見守りボックスとはちょっと違って、高齢者の相談に行くということなので、そうなると、ある程度地域的にうまく区分できるような数はあったほうがいいだろうと、つまり具体的に言うと3よりは4のほうがいいんじゃないか、市民の利便性が高まるんじゃないか、こういう考え方が1つあったようです。

それからもう一つは、仮に3のほっと支援センターにしたまま職員数を変えていって、例えば困難件数が多いところは職員数をたくさん配置するという形を取ったとすると、今まで比較的委託契約で各法人と均等に扱っていたものが、そこがバランスが崩れてしまう要素があるので、理論的には可能なんですけれども、我々としては、できれば各ほっと支援センターごとに同一の規模にして、そしてその負担を、頭数というよりはむしろどちらかという実質的な負担をなるべく均等にした上で配置をしていったほうが、市民のためにとってはいいのではないかと、こういう考え方を取りました。

考え方としては、数は少なくして1つのほっと支援センターの機能を強化するという考え方も理論的にはあるとは思いますが、私どもとしては、どちらかという均等な配分能力で、その数を増やしていったほうがいいかなという、こういう選択をしています。

以上です。

○会長 よろしいですか。

○委員 どっちがいいかよく分からない。

○会長 そうですね。

○委員 自分のところの法人をやっているのですが、正直言うと、現場の職員の負担を考えると、職員を増やすよりは分けてもらったほうがありがたい。なので、今3か所のところを4か所、もしくは5か所とかにしてもらったほうが、今いる職員の負担がやっぱり軽減されるというのと、軽減されるということは、やっぱり人に対して丁寧な対応ができるのかなというところが正直なところと、あとエリアが広いとやっぱり見えなくなってくる部分があるので、数が増えれば担当するエリアも小さくなって、身近な存在としていろいろなものが見えてくるので、受託している法人としてみれば、そっちのほうがありがたいのと、やっぱり3法人にも正直な話受託しているのですが、今言ったようにパワーバランスみたいなのがあって、この3か所の法人であれば均等に人数割だとか、持っている件数だとか、そういうところもいろんな資料が見えてくるので、我々も要望するときには、やっぱりうちの件数が多いから何とかしてもらいたいとかという、そういう要望も出していくので、実際住民の方々の要望と、実際に受ける側の実情というところもあるので、そこがいい着地点を見つけてもらいたいというのが、両方の立場からの思い。多分見守りボックスのところに関しては、ごめんなさい、ちょうど新堀を受けたとき、僕事務局で担当していたんですけれども、受けるときの、もともと機能に関しては同じ建物の中に置こうという予定だったんですけれども、ちょっといろいろ建物の面積、制度上の面積の関係とかもあって、

あと財産処分といって目的外使用になってしまうので、介護保険法以外のものとか、制度以外のものにその建物の一部を使っちゃいけないとか、いろいろな制度の制約があって、僕が記憶する限りでは、いもくぼときよはらは外に出して、自分たちで場所を探すのはやっぱりセキュリティーの問題もあるので、民間がぱっと変えちゃうとやっぱり個人情報を扱うセキュリティーの問題もあって、奈良橋の市民センターと清原の新堀地区会館をお借りして受託したという、何となくそういう記憶があるので、例えば今後のことに関しても、なんがいさんも建物を移転したり、ケアサポートの移転があったりとかで、ちょっときよはらといもくぼと、もともとのスタートの状況が違うので、それで多分くっついちゃっているのかなと。本当はくっつけたかったというのが本音なんですけれども、ちょっといろいろ制度上の建物を使う制約があったので分かれたという経緯があるように記憶している。間違っていたら申し訳ないですけども、一応そんな感じがあったので補足です。以上です。

○会長 経過の説明も含めてありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

今回、次回とかこういった機会というのは当然ありますよね。

○事務局 委員会の想定といたしましては、2回の包括運協のほうで地区割について承認をいただいたというところで、今回の介護運協のほうでご説明をさせていただいているという立場になりますので、今回助言があったものについて変更する必要があるかもしれませんが、基本的にはこの地区割案で進めていく形で考えているところでございます。

○会長 ほかにいかがですか。

○委員 清原のところの新しいところ、さっきの都市計画のところで前回の包括の運営協議会でも話したんですけども、全体の戸数ってどれくらい増えるかというのは結局まだ分からないですよ。

結構何棟も建っているんで、大きいのが。前回この会議があったときに、実際今現状ある東京街道団地の東側のほうに今、何棟かばんばんと大きいのが建っているんで、実際その中身が何棟入っているのか、実際入ってくる人は転入って蓋を開けてみないと分からないですけども、ただ、戸数は分かっていると、大体今の清原の都営の入居要件とかを考えると、ある程度先ほど言った所得の世帯だとか、相談件数は大体想定できるのかなと思って、ちょっと前そんな質問があったかなと思ったんですけども、そこは分からなかった、都市計画の。

○事務局 すみません、具体的な数字はまだ。

○会長 ほかにいかがでしょうか。基本的には今日の運協で包括運協の報告について、基本的にはここを了承するというか受け入れるというような扱いになるということですけども、皆さんはいかがでしょう。

細かいところはこれからなんですよ、当然。ただ、大枠ではこの4つにするという

ころは基本的にはもう。

○事務局 そうですね、区割りという形で進めていくことになります。

○会長 ないようでしたら、以上でもって区域割につきましては議題を終わらせていただきたいと思いますけれども、よろしいですか。

では、最後になりますけれども、その他に移ります。

○事務局 その他ということで、次回の介護運営協議会なんですけれども、現在、令和3年9月28日の火曜日の午後7時からということで予定をしているところでございます。場所が、ちょっと会場を取れていなくて、また改めてご案内させていただきますが、中央公民館のほうの3階の301学習室というところで現在予定をしているところでございます。

議題につきましては、昨年度、第7期介護保険事業計画の3年目ということで、事業の報告のほうをさせていただくというようなことで今考えているところでございます。

事務局からは以上です。

○委員 1月11日の件、言ってもらえますよね。

○事務局 1月の開催予定日なんですけれども、委員のほうからちょっと都合が今つかない、出席が難しいというところで、今後日程のほうを再度調整をさせていただければと思いますので、改めてご案内のほうをさせていただければと思いますので。

○委員 第2火曜日が1月の理事会なんで、僕はちょっと理事会のほうを優先させていただけます。1月11日第2火曜日なんですみません、僕が医師会の理事会の日になってしまうので、できれば違う日にちがよろしい。

○事務局 調整のほうをさせていただければと思いますので、順次ご案内させていただきます。

以上です。

○会長 ただいま事務局のほうから、第3回目のスケジュール、9月28日ということですけれども、4回目についてはまだ調整をしている。

以上でもって本日の協議会に予定された議題は終了しますけれども、全体を通して皆様からのご意見とかご質問はいかがでしょうか。

○委員 すみません、ちょっと参加者のであるんですね、センターを4つにしますというお話がありましたよね、これは要するに相手は企業体ですよ。広域というのものもあるわけじゃないですか、いろんな3つ今あるでしょう。3つが包括支援センター1つであるわけ。これってこちらの行政のほうがこうやって勝手に私たちの意見を聞いてつくっていますよね、地域割を、区域割を。これに文句も全然出ないんですか。要するに、今の状況でありますよね。なんがいならなんがい、いもくぼ、そのところの仕事をされている事業者さんから、この勝手というのは私たちが意見を言ってこういうふうにしますよね、これがいいと思うからお話を進めているんですけれども、それって全然問題がない話なのか。行政か



ら来る、はい、分かりましたというふうにあちら側は受け止めるんですか。

**○事務局** まず、あちら側というのは、今現在ほっと支援センターを運営している法人、当然この情報そのものは、実は運営する法人側の、特にほっと支援センターの現場サイドも、実はまだ未確定ですがという前提で示しております。そしてそこからのご意見というものも伺いながら進めているというところなので、全く運営法人を無視してこの案を進めている、検討を進めているわけではないということです。

私の感触ですけれども、細かいところではいろんなご意見はあるようですが、おおむね1つ増設するということに関しては、好意的な感触を感じております。恐らく先ほど委員からもありましたように、3施設よりは4施設に分散したほうが、それぞれの一つ一つのほっと支援センターの運営において負担軽減が図られて、結果的に仕事の内容が丁寧になるというか、地域に根差した活動が可能になるというところもあって、増設そのものについての明確な反対の意見というのはいりません。区割りについてはもしかしたら細かいところで意見はあるかもしれませんが、基本的には市の委託を受けている事業ということになりますので、私どもこういう運営協議会ですとか、あるいは地域包括支援センターの包括運協での検討を踏まえて、こういう考えでこういうふうにしたいですというふうな説明をして、理解を求める方向に進めたいということです。

**○委員** そうすると、まだまだこれから時間はかかりますけれども、センターが新しくできて包括は、だけれども、その状況によって、先ほどさっきの件、事務局がおっしゃってみたいのに5年とか10年とかでその後どういうふうな形にするかということも考えられるということですかね。いいと思ってやったんだけど、本当はこら辺はとんでもなく大変だったということも起きてきたときには、それはまた地域を変える、要するに私が今思っているのは、なんがいも桜が丘と一緒になると言いました。この中は若い方たちも結構多いんですけれども、2040年とか、20年先だとは言っても、そういうときのことを考えるとすると、やっぱりそういう流動的なことはあり得るわけですよ。勝手にこちらが私が思ったとおりに言っているけれども、相手のほうはそうじゃないんですよというふうな部分があるのかなとか。

**○事務局** 実は、一番ほっと支援センターを新しく開設したのが平成25年のなんがいったかと思いましたが、なんがいで平成25年からだったかと思いましたが、今年令和4年に仮に新しいものを1つ供用を開始したとすると、ほぼ9年で1つになります。前にもちょっと似たような質問で私がお答えした記憶があるんですけれども、大体この包括支援センターというのが5年から10年の範囲で1個ずつ増やしていったという経緯がありますので、今後、令和4年に1つ仮に増設できたというふうにしたとすると、それをもって未来永劫ずっとそれで行くのかということ、ちょっとなかなか考えづらいところはあるだろうと思っております。ただ、地域ごとというか、日常生活圏域ごとに仮に4ほっと支援センターを設置して、各日常生活圏域を取りあえず定めたんだけど、その後

どういう形でこの高齢者の状況が推移していくのかというのは、ある程度数字は出していますけれども、現状がどうなのかというのはなかなか見えづらいところもあるんです。おっしゃるとおり、今はあまり高齢化率が低くて問題になっていない桜が丘も、やがては65歳以上、あるいは75歳以上というのが増えていくということもありますし、それから今高齢化率の高い東京街道団地が、逆に人口減少によって、あまり大きな問題にならなくなるということも当然考えられることです。そういったことを考えますと、ずっとこのまま固定的に考えるということもなかなか考えづらくて、やはり状況に応じて変えていくということを視野に入れなければならぬだろうという認識でおります。ただ、それが今回令和4年度に設置したので、令和何年度になったらまた変えますかというのは、今固定的にこれですというふうには言いづらいものがありますけれども、前にもお答えしましたが、5年ぐらいは最低もってもらいたいなと思いますけれども、じゃ、10年を超えて同じパターンで行くのかというのは、そうではない可能性もあるのかなという認識なので、ある程度1つ、5年から10年の間で見直しというか検討が始まる可能性はあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員 お考えいただくこともあるんですね。安心しました。

○事務局 もともと新青梅街道を挟んで、昔東大和市北部包括支援センターと南部包括支援センターと2か所だったんです。ちょうど新青梅街道を挟んでほぼ半分半分。それで今のような課題が出てきて、もう一か所増やしましょうねとなんがいが増えた。過去も北と南で分けていたんですけれども、結局動線が横で広くて、ケースがどんどんやっぱり増えてきてしまって、もう大変になってきたよねというところで、じゃ、市のほうで増設をしてほしい、じゃ、しましょうねという経緯があって3か所になる。名前が地域包括支援センターから公募してほっと支援センターに、市民から公募して分かりやすい名前にしましょうねということでほっと支援センターになって、またこの間で人口が増えたり、高齢化率が増えたりとかで、現場のほうで大変だというところで逆に何とかならないかということで、現場からも運営法人からも要望を出させてもらって、今回第8期の中でご検討いただけるという経過があったので、今お話あったように、また人口の動向だとか、この前の会議で心配されていたのが、桜が丘の駅前の都営団地、今まだ若い方が多いんですけれども、将来の街道団地になるんじゃないかみたいな、そういう危惧もこの前の会議の中であつたので、そこの辺は市のほうにもこれで確定ではなくて、流動的に地域の高齢者人口だとか、また委員からも話しあつたんですけれども、同じ高齢化率でも抱えている問題が違つると、やっぱりその問題の重さは変わってくるんで、そういうところも含めて検討して、また将来につなげていけたらいいんじゃないかというお話もいただいていたので、そんな形で、逆にまた我々も市のほうに要望していければいいのかなというふうには思っているんですけれども。個人的にすみません、意見です。

○会長 よろしいですか。

じゃ、次回が9月末ということで、なかなかマスクをしていたり不自由な生活が続いておられますけれども、少しは明るい状況に9月の末なっていればと思います。

以上をもちまして第2回の運営協議会、終了させていただきたいと思います。

事務局から何か最後にありますか。

○事務局 どうも皆さん、ありがとうございました、遅くまで。